

提出書類一覧(中小企業・個人事業主)

チェック	No	提出書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	1	産業廃棄物搬入承認申請書	○押印は不要です。 ※搬入者コードは、現在お持ちの承認書に記載されています。 ※業種名は「日本標準産業分類(総務省)」の細分類を記入してください
<input type="checkbox"/>	2	適正搬入申出書	○押印は不要です。【廃棄物の種類により様式が異なります。】
<input type="checkbox"/>	3	登記事項証明書 【法人の場合】	○(商業登記簿謄本)発行から 3ヶ月以内の原本 を提出してください。 注)申請者住所と排出事業場が異なる場合、別に事業場の所有権を有する事の証明書類が必要
<input type="checkbox"/>	4	住民票 【個人事業者の場合】	○発行から 3ヶ月以内の原本 を提出してください。 注)申請者住所と排出事業場が異なる場合、別に事業場の所有権を有する事の証明書類が必要
<input type="checkbox"/>	5	性状分析証明書※	○【別紙1】に示す項目について分析した証明書で 3ヶ月以内 に発行されたものを提出してください。※汚泥、燃え殻、ばいじん、鉱さいを取り扱う場合
<input type="checkbox"/>	6	車検証の写し 【自己運搬の場合】	○ディーゼル規制適合車であることを確認してください。 ※粒子状物質減少装置を装着している場合は、装着証明書の写しも提出してください。
<input type="checkbox"/>	7	運搬車両の写真 【自己運搬の場合】	○運搬車両の真正面と真横のカラー写真 ※写真貼付台紙を使用
<input type="checkbox"/>	8	自己運搬で空車計量が必要な場合 東京都埋立処分場産業廃棄物搬入車両の車両重量計量申請書	○空車計量が必要な車両は、脱着装置付車両、車両総重量が10t以上の車両、補強等をした車両です。 ※脱着装置付車両を使用する場合は、使用するコンテナ等を特定するための表示をつけた上で、空車計量を行ってください。複数のコンテナ等を使用する場合は、コンテナ毎に空車計量が必要になります。詳しくは受入担当と事前に相談してください。 ○事前に必要事項を記入の上、写真を添付した車両計量重量申請書及び車両重量計量票を中防産廃受付ゲートに持参し、空車重量を計量して更新申請時に提出してください。 ○前回の申請時に使用した車両計量重量申請書と車両重量計量票の写しでも可としますが、計量日が 3年以内 のものに限ります。
<input type="checkbox"/>		車両重量計量票	○都埋立処分場で計量済みのもの
<input type="checkbox"/>	9	【収集運搬を委託する場合】 収集運搬業者の許可証の写し	○収集・運搬を委託する場合は、委託先の収集運搬業者の許可証の写し。 ※自己運搬する場合でも、自社の収集運搬業の許可証の写しが必要です。
<input type="checkbox"/>	10	産業廃棄物処理フロー図	○同様の内容が記載されていれば、独自様式で結構です。
<input type="checkbox"/>	11	廃棄物と保管場所の写真 【写真貼付台紙】	○搬入廃棄物のカラー写真(撮影日が 6ヶ月以内 のもの)。 ①保管場所の写真(掲示板も写す) ②保管している状態の写真 ③廃棄物そのものの写真(色、形状がわかるもの) } 各1枚以上
<input type="checkbox"/>	12	レターパックプラス	○郵送事故の防止策として、返送用のレターパックプラスには返信先ご住所を明記の上、ご同封ください。 ※申請が承認され次第、承認書や搬入カードなど必要なご案内と注意事項をお送りします。

注) 証明書に記載がない場合: 申請者と事業場の関係が客観的に確認できる書類(例: 事業場の賃貸借契約書や公共料金の領収書等の写し)

- (1) **申請は郵送が原則です。**
- (2) 申請書類は、必要事項をご記入の上、正本・副本それぞれ1部ずつご提出ください。
- (3) 搬入中止の場合は「廃止届」を提出してください。

問合せ先

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 受入担当

Tel 03-5388-3588 (直通) Fax 03-5388-1381